

○厚生労働省告示第四百三十四号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第七条第一項第五号（第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号）の一部を次のように改正し、平成二十年三月一日から適用する。

平成十九年十二月二十八日

厚生労働大臣 舛添 要一

本則中「第三十八条の十六第二項」の下に「、第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項」を加える。

第一号中「、31」を「から31の2まで」に、「、第三十一号」を「から第三十一号の二まで」に改め、同号の表ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩の項の次に次のように加える。

ホルムアルデヒド

○・一立方センチメートル

第二号中「もの又は」を「もの、」に改め、「第三十二号に掲げる物」の下に「又は一・三―ブタジエン若しくは一・三―ブタジエンを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物若しくは硫酸ジエチル若しくは硫酸ジエチルを重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物」を加える。

○厚生労働省告示第四百三十五号

作業環境測定法施行規則（昭和五十年労働省令第二十号）第五十四条第二号の規定に基づき、昭和五十一年労働省告示第九号（作業環境測定法施行規則の規定に基づき労働大臣の定める基準を定める件）の一部を次のように改正する。

平成十九年十二月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

次の題名を付する。

作業環境測定法施行規則第五十四条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準

第二号の表作業環境測定法施行規則別表第一号の作業場の項ハ中「位相差顕微鏡」を「重量分析法による結晶質シリカ含有率測定器」に改め、同項中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 位相差顕微鏡

第二号の表作業環境測定法施行規則別表第三号の作業場の項中ニをホとし、ハの次に次のように加える。

ニ 高速液体クロマトグラフ

附 則

1 この告示は、平成二十年三月一日から適用する。

2 この告示の適用の日において、現に作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第三十三条第

一項の登録を受けている者及び同日前になされた同条第二項の登録の申請に係る作業環境測定法施行規則第五十四条第二号の基準については、なお従前の例による。

○厚生労働省告示第四百三十六号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条第二項の規定に基づき、作業環境測定基準（昭和五十一年労働省告示第四十六号）の一部を次のように改正し、平成二十年三月一日から適用する。

平成十九年十二月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

第十条第二項中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 ホルムアルデヒド

別表第一ペンタクロルフエノール（別名PCP）及びそのナトリウム塩の項の次に次のように加える。

ホルムアルデヒド	固体捕集方法	高速液体クロマトグラフ分析方法
----------	--------	-----------------

○厚生労働省告示第四百三十七号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第六十五条の二第二項の規定に基づき、作業環境評価基準（昭和六十三年労働省告示第七十九号）の一部を次のように改正し、平成二十年三月一日から適用する。

平成十九年十二月二十八日

厚生労働大臣 舩添 要一

別表二十九の項の次に次のように加える。

二十九の二 ホルムアルデヒド	○・一 ppm
----------------	---------

○厚生労働省告示第四百三十八号

特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）第八条第一項（第三十八条の十七第二項及び第三十八条の十八第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、特定化学物質障害予防規則第八条第一項の厚生労働大臣が定める要件（平成十五年厚生労働省告示第三百七十八号）の一部を次のように改正し、平成二十年三月一日から適用する。

平成十九年十二月二十八日

厚生労働大臣 舛添 要一

第一号イ中「昭和五十年労働省告示第七十五号（以下「昭和五十年告示」という。）」を「特定化学物質障害予防規則の規定に基づく厚生労働大臣が定める性能（昭和五十年労働省告示第七十五号。以下「性能告示」という。）」に、「31」を「から31の2まで」に、「昭和五十年告示」を「性能告示」に改め、同号口中「昭和五十年告示」を「性能告示」に改める。